

令和4年1月

農 業 委 員 会  
総 会 議 事 録

令和4年1月5日  
武雄市農業委員会

令和4年1月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和4年1月5日（水）  
 （開会）14時00分 （閉会）14時40分

2. 場 所 武雄市文化会館ミーティングホール

3. 農業委員出席状況 出席者17人 欠席者2人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	中尾 正悟	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	松尾 隆博	○		15	山下 英喜		○
6	中村 和仁		○	16	澤井富二郎	○	
7	中村 一明	○		17	坂口 友久	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	山田 義利	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者

山口和利、永尾 修、小柳 満、差形勝見、西村栄義、荒川宏文、山口恭広、  
 岩瀬源吾、古場邦彦、蒲地哲也、山口忠俊、山口 浩、松岡義信、田淵清徳、  
 山田鉄男、樋口英則、鈴山春樹、中原 位、宮原洋昭、平川 香、山口良孝、  
 橋口和彦、立川浩吉（以上23名）

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請	1件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請	3件
議案第4号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び 農地法第5条の規定による許可申請	1件
議案第5号	武雄市農用地利用集積事業計画（案）	
議案第6号	武雄市非農地証明願	3件
議案第7号	空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について	1件
議案第8号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見について	

6. 議事内容 以降記載

---

《新年の挨拶等》

---

※新年1月の初総会ということで、開会に先立ち市長挨拶等が行われた。13:30~14:00

**事務局長** 皆様、新年おめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。  
それでは、定刻になりましたので、令和4年1月の農業員会「総会」を始めさせていただきたいと思いますが、本日は今年初めての総会ということでございますので、小松市長から皆様へ新年のご挨拶をさせていただきます。

**市長** 皆さん、新年おめでとうございます。昨年は大変お世話になりました。今年もよろしくお願ひします。本当は、皆さんと盃を交わしたいなというふうに思っているんですけど、先ほどのニュースではコロナが沖縄で600人出たという話もありまして、これから1月、2月佐賀県も心配な状況になってくるかなと危惧をしております。

まず昨年の豪雨災害において、この中にも被災をされた方もおられます。心よりお見舞いを申し上げます。農業についても、なんとか営農を継続していただきたいということで、今回、国からの補助はなかったですけども、その分県と市で2年前と同等の支援をさせていただいております。十分ではないかもしれませんが、なんとか営農継続をしていただきたいという思いを汲み取っていただければ幸いです。

また、災害での農地の被害がいろいろありました。ここについても、年内で査定は終了しましたが、このあと増嵩申請等もありますので、とにかく私たちとしては、できるだけ早く復旧を進めて行きたいと平時進めているところであります。今回の災害を受けて、改めて感じましたのは、やはり農地が防災や地域の保全にも大きく繋がっているということでした。私たちは物を食べなければ生きてはいけません。そういう意味で、農地は私たちの命を支える大事な大事な守護どうであります。

それだけではなくて、保全、こういう面も治水対策に繋がってくると痛感しているところであります。治水対策については、農家の皆さんにも田んぼダムということで、皆さんにできるだけご負担をおかけしないような形を県ともいま協議を進めておりますけれども、少しでも農家の皆さんにお力をお貸しさせていただきたいと心から思っております。

農業委員の皆さん、先ほど言いましたとおり、農地の適正な保全というところは、この地域の持続的な発展のためには、私は欠かすことのできないと思っております。昨年7月からはじまりました任期ではありますけれども、どうか引き続き本年も武雄市がこれからも安心して住めるように、農地と食と守っていけるように、どうかお願ひ申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

**事務局長** ありがとうございます。市長は公務の都合がございますので、これで退室させていただきます。(市長退室)

続きまして、営業部の永尾理事がご挨拶をいたします。

**事務局長**

皆さん、明けましておめでとうございます。営業部の永尾でございます。日頃より農林業についてはご理解ご協力をいただきまして、この場をお借りしてお礼申し上げます。

本年については、先ほど市長も申したとおり、武雄市としても治水対策に本腰をいれて取り組む覚悟でございます。治水対策の一環として、農林課でなにができるかということで、今年については溜池の事前保全については令和元年から行っておりますが、今年もまたお願いをする予定にしております。

また、溜池の利水・治水の調査、受益がない溜池については、治水の方にシフトをしていくというようなことも調査していきたいと思っております。それと田んぼダムですね。市長申したとおり、田んぼダムの取組をいたしまして、いづれかでも治水のお役にたきたいということでお願いをしていくつもりでございます。

最後になりますが、今年度、農業振興地域の見直しを行っております。皆様方の農地パトロールで回っていただいてもらった分で山林、原野化した農地の除外ということで、それを中心に今回の見直しで128ha、この分について除外をいたしております。除外後の面積が全体で3231haです。この分で計画をたてて、今後本協議に入りたいと思っております。

いろいろ今後ともご迷惑をかけると思いますが、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。以上で挨拶とさせていただきます。本年もよろしくお願いいたします。

**事務局長**

ありがとうございました。永尾理事は公務の都合のためこれで退室させていただきます。(永尾理事退室)

続きまして、1月1日から施行の「武雄市自然環境等と太陽光発電事業との調和に関する条例」につきまして、担当の環境課から説明いたします。

**環境課**

環境課の原と永尾です。環境課から今年1月1日から施行の「武雄市自然環境等と太陽光発電事業との調和に関する条例」についてご説明いたします。

趣旨は、地球温暖化防止策として、再生可能エネルギーへの転換が必要とされる中、安全な太陽光発電設備の設置や維持管理などについて定めるものです。特徴は

- ・対象となる太陽光発電事業区域の面積は1,000㎡以上です。これは「武雄市土地開発行為に関する災害防止条例」と合わせたものです。
- ・太陽光発電事業区域に含めないよう抑制区域を指定します。
- ・近隣関係者への説明会の実施と地元区の同意が必要です。
- ・太陽光発電設備の維持管理、事業の廃止まで把握します。・事業者への助言、指導、勧告、公表について規定します。
- ・9月27日公布、令和4年1月1日施行です。経過措置で1000㎡以上の既存の設備にも適用します。

また、抑制区域については条例施行規則で定めます。

(1)急傾斜地崩壊危険区域、(2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、(3)地すべり防止区域、(4)砂防指定地、(5)河川区域・河川保全区域、(6)保安林、(7)農用地区域、(8)指定文化財の所在する区域、(9)景観計画重点区域  
環境課からの説明は以上です。

事務局長 ありがとうございます。質問等があればお願いしたいと思います。

18番委員 畑を1000㎡以上開発する場合はどうなる？

環境課 今回は太陽光に限っての事業で、災害防止条例の対象になります。

鈴山推進委員 同意書の様式を提示してほしい。だれが同意するのか。農業委員の確認との関係は？

環境課 想定は事前に相談を受けながらで、農地が絡む場合は農業委員会の許可も要することになると思います。

鈴山推進委員 1000㎡以下についての取扱いは？

事務局長 後日お示しします。

---

### 《開 会》

---

事務局長 それでは、改めまして令和4年1月の農業員会「総会」に入らせていただきます。本日は、6番 中村委員、15番 山下委員 より欠席の届出があつております。欠席者は2名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。それでは会長、よろしく申し上げます。

---

### 《議事録署名人指名・報告事項》

---

会 長 市長と理事の挨拶がありましたので、私の挨拶は割愛させていただきます。ただいまから、令和4年1月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。本日は議案第1号から第8号までの審議について、協議をお願いいたします。議事録署名人に、5番 松尾隆博委員、14番 永石委員を指名いたします。それでは、議案審議に入る前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 12月総会審議後の転用許可状況について報告。(内容は省略)

会 長 事務局からの報告に対して、皆様から質問等はございませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

—————《議案第 8 号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について》—————

会 長 議事の都合上、繰り上げて議案第 8 号を議題といたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声あり）  
それでは、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農林課の説明をお願いします。

農林課 失礼いたします。新年おめでとうございます。農林課の田中です。本年も農振除外などで皆様にお世話になります。よろしくお願いいたします。  
それでは議案第 8 号につきまして、説明をさせていただきます。農業振興地域整備計画書の全体見直しにつきまして、昨年 8 月の総会で、農地利用計画、いわゆる農振地の指定、除外について皆様に地図をお配りして確認をお願いしたところですが、今回は計画書本体についてご意見を願うものです。農地利用計画は県との協議が必要なために先にお願していたところですが、やっと計画書本体がまとまりましたので、年末年始のお忙しい時期に大変申し訳ございませんが、事前に配付させていただいたところです。内容としましては、基本的に平成 25 年に策定された計画を基に、当時から変更があったものや、国の「みどりの食料システム戦略」の内容を盛り込んだものとしております。どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 農林課の説明が終わりました。議案第 8 号につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

会 長 私からですが、18P「農業近代化施設整備事業なし」となっているが、JA のカントリーエレベーターは載っていないが補助事業との関係で出さなくても大丈夫ですか。

農林課 この辺は事業担当とも確認して、確実に予定されているものを記載するようにと確認をしております、持ち帰って再度確認いたします。

9 番委員 これについては 6 年度から稼働するという事で話が進んでいる。

会 長 「なし」ではなくて、頭出しでもしておいたほうがと思うが。

18 番委員 生産組合長会で 2 年後となっている。

農林課 確認させていただきます。

会 長 他に意見も無いようですので議案第8号の質疑をとどめます。議案第8号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、「JAとの協議を必要とする」と回答することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。議案第8号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」、「JAとの協議を必要とする」と回答することに決しました。

————— 《議案第1号 農地法第3条 許可申請》 —————

会 長 では1号議案を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申請が、1件提出されています。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼します。議案第1号についてご説明をさせていただきます。資料につきましては議案書をご準備ください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請となっております。

土地につきましては東川登町にあります田1筆、面積711㎡です。譲渡し人は高齢で耕作できない。譲受人の自宅に近く管理しやすいということで、震災がなされております。農地の価格につきましては10a当たり20万円となっております。

以上1件につきまして、3つの判断基準すべてを満たしていると判断しております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようですので、議案第1号の質疑をとどめます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による1件の許可申請については、許可することに決しました。

《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

会 長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が1件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号についてご説明いたします。

1番、土地は橘町にあります田1筆の面積が300㎡です。現在使用している車庫が老朽化してきたため、新たに車庫を建築したいということで申請が提出をされております。現地の現状につきまして、建物はまだ建てられていませんけれども、バラスをいれられておりましたので始末書が添付されております。工事完了時期については、令和4年の5月末です。農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりでございます。

事務局からは以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

5番委員 ちょっと代理で言いましょうか。ここは県道が隣接して、周囲は全部宅地で農地は1件だけです。水の問題かれこれについては問題ないかと思えます。

会 長 この件について、5番委員から代理で説明がありました。ありがとうございました。では、質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。議案第2号 農地法第4条の規定による1件の許可申請について、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第4条の規定による1件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

《議案第3号 農地法第5条 許可申請》

会 長 次に議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

農地法第5条の規定による許可申請が3件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

失礼します。議案第3号についてご説明いたします。

申請番号1番、権利の内容は所有権移転。土地は武雄町にあります畑1筆の面積52㎡です。現在アパート住まいであるが手狭になってきたため、一般住宅を建築したいということで、52㎡の農地の他に雑種地と宅地を含みました合計計画面積が536.03㎡に一般住宅を計画されて申請をされております。工事完了時期は令和4年の8月末まで、農地区分及び許可基準の該当事項につきましては議案書記載のとおりでございます。

続きまして番号2番、権利の内容は所有権移転です。土地は東川登町にあります畑384㎡です。現在住まいが老朽化してきたため、新しく一般住宅を申請地に建築したいということで、申請がなされております。工事完了時期につきましては令和4年の12月末、農地区分及び許可基準の該当事項につきましては議案書記載のとおりでございます。

最後に番号3番、権利の内容は所有権移転。土地は東川登町の畑1筆、面積が26㎡です。これまで宅地の一部として利用しており、引き続き利用したいということで、申請がなされております。既に利用をされておりますので始末書添付、工事完了時期については記載なしとしております。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては議案書記載のとおりでございます。

事務局からの説明は以上でございます。以上3件について、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

## 会長

事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があれば説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

## 1番委員

1番ですけど、字図の5ページを見ていただきたいと思います。今日の議題にあがるまで2年程かかったんですが、道-648と書いてあるところが里道でして、最初は里道の払い下げを行われたんですけど、里道を払い下げると川向うに行かれないということで反対して、申請地の上の6705-11の雑種地に防火用水がありましたけど、この防火用水を壊して、ここに道を作りたいということでした。この防火用水の土地が山口さんの土地でして、実際は20年くらい前に下西山区に寄贈をするという一筆ある訳ですけど、登記がなされていなかったの、防火用水を潰しまして、申請地そのものはなんも問題ございません。いきさつがそういうふうでございました。

## 13番委員

2番について説明いたします。山下セツ子さんの実家を豊田さんが買って、かなり老朽化しているということで、その前の畑に家を建てたいということです。山下さんの土地については、議案第1号にもあったとおり家の近くの田んぼも豊田さんが買っておりますので、山下さんの土地は豊田さんが買い取るような形になっております。

会 長 3番目は私の方でございますが、宅地の一部が細く長く、その前に親父さんが中尾さんから譲りうけたということになっておりました。今回、家を造るということで、この畑、現在は宅地ですが、親父がきちんとしておけばとよかったのにと悔やまれて、始末書を添付のうえ提出されました。以上です。

会 長 地元説明が終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。  
(質疑なし)

会 長 特に無いようでございますので、議案第3号の質疑をとどめます。議案第3号農地法第5条の規定による3件の許可申請について、本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第5条の規定による3件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

————— 《議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び農地法第5条の規定による許可申請》 —————

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。議案第4号農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び農地法第5条の規定による許可申請が1件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。議案第4号についてご説明をいたします。  
議案書に記載をしております武雄町の田2筆、面積が合計で4021㎡につきまして、令和2年3月6日付けで株式会社オンリーファクトリーが縫製工場及び店舗を目的として許可を受けられていましたが、新型コロナウイルスの影響で売り上げ減少し計画を断念され、今回新たに株式会社スズキ自販佐賀が現在有している店舗が、令和元年及び3年に水害の被害を受けたため移転を計画され申請をされております。工事完了時期は、令和5年4月末です。農地区分及び許可基準の該当事項には、議案書記載のとおりでございます。  
事務局からは以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。この案件については12月24日に調査委員会を行っております。座長の5番の松尾委員さんから調査結果の報告をお願いいたします。松尾委員さんどうぞ。

#### 調査委員会座長（5番委員）

調査委員会の報告をいたします。令和3年12月24日、午後1時30分から、B班及び地元農業委員により、武雄市役所3階会議室におきまして調査委員会を開催し、議案第4号農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び農地法第5条の規定による許可申請1件について審議をいたしました。

議案第4号 申請番号1番の「自動車販売展示及び修理施設」について、代理人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑は、「油分についての対策はどのように考えているのか？」という質疑があり、代理人から、「修理工場及び洗車場所の横に、油水分理層を設け水路への流出がないようにする」と回答がありました。

以上、質疑等ありましたが、申請番号1番の案件については、調査委員会としては転用の許可基準から許可して差し支えないという判断になりました。以上、ご報告いたします。

**会 長** 調査委員会の報告が終わりました。質疑を開始したいと思います。この件について、何か質疑ございませんか。

**7番委員** 2年前やったですかね、小楠の元区長さんがパイプラインのことを言われていたんですけど、その辺はどうなったのですかね。前の区長、山口さんに12月の末会った訳ですよ。その時もどがんだったかなてやったけん。

**会 長** 調査委員会では小楠の区長さんの同意書があったけん…。

#### 調査委員会座長（5番委員）

それは縫製工場のときに許可がおりましたわけでしょう。今回、スズキ自販に転売するというので、当時すべてクリアしていると話をしたんですよ。

**7番委員** オンリーファクトリーさんからスズキ自販さんへ変わっているの、パイプラインがどうなっているのか心配されてた訳ですよ。

**事務局** 前回のオンリーファクトリーさんの申請の時のやりとりは、資料が手元にないので、パイプラインのやりとりについてどうだったか覚えていないんですけど、先ほど会長が言われたように、小楠の区長さんにも印鑑をもらっておられます。オンリーファクトリーさんが許可を受けた時に、そのやりとりについてはスズキ自販さんに引継がなければいけないのかなと思いますし、引継ぎをどうされているのかは、ちょっと今現在はなんとも言えないんですけど、過去の記録を見てみてどういうやりとりだったかを確認してみます。

**18番委員** 私も調査委員会に入っておりますけど、譲受人がかわっているけど、地元説明は確実にしとるとですかと聞いたら、地元説明はしとりますということでした。

会 長 施工前なので関係の区長さんと水利の関係者と確認して、次回農業委員会でこうなりましたと説明をしてもらわねば、24日の調査委員会ではそのまま検討はしとらんもんやけん。次回に報告をするということによかですか。

今日意見が出たということで、事務局で確認して次回の総会で報告をお願いしたいと思います。パイプラインについては再確認ということで次回いたしますので。

会 長 ほかに。ほかに無いようでございますので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び農地法第5条の規定による許可申請について、本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び農地法第5条の規定による1件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

---

《議案第5号 農用地利用集積事業計画(案)》

---

会 長 次に議案第5号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画(案)について事務局からの説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。資料は別冊になります。議案第5号「農業地利用集積事業計画(案)」についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。こちらに「令和3年度第10号利用権設定計画(案)」を記載しています。

2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町、田、再設定、1件、2筆、3,914㎡。

橘町、田、再設定、2件、3筆、5,983㎡。

朝日町、田、新規、3件、5筆、7,546㎡。

再設定、2件、3筆、7,197㎡。

若木町なし。

武内町、田、再設定、1件、2筆、4,241㎡。

東川登町、田、新規、2件、2筆、3,839㎡。

再設定、2件、2筆、5,998㎡。

西川登町なし。

山内町、田、新規、1件、3筆、1,938㎡。

再設定、3件、5筆、3,404㎡。

北方町、田、再設定、1件、1筆、1,214㎡。

となっています。

3ページ以降に各町の詳細を記載しています。

また、利用権の解除は13ページに記載していますので、ご確認ください。

以上、農業経営地盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

**会 長** 事務局の説明が終わりました。それでは議案第4号について、質疑を開始します。何かございませんか。

**立川推進委員** 北方町の1反2畝の再設定を出されていますが、耕作者が3反4畝耕作をされていますね。利用権設定というのは、5反要件はないとですか。

**事務局** 利用権設定については特に5反要件というのは設けていません。利用集積ということで、耕作者に集積して作っていただくということを目的にはしておりますけど、制限を設けるとなかなか作り手がいないという状況の中で、制限は設けなくて耕作者がいればあれば利用権設定については書類の提出をお願いしています。

**立川推進委員** 耕作者が多久の方のようですが、多久から北方まで通って来られるのでしょうか。

**18番委員** この方は北方のほうにも作られておられます。私の区域内にも。だいたい、この人はミカン農家やったですもんね。私たちも作りにくいところを作ってもらっているので、逆に嬉しかとですよ。そういうことです。

**会 長** よかですか。

**9番委員** 借受人の年齢に制限はないと思うんですけど、今回80歳の方が出しているらっしゃるとですよ。期間が5年間ということですけど、ある程度年齢制限というのはないのかおたずねです。

**事務局** 80歳の方でもまだ元気で農作業ができるという方もいらっしゃいますので、いまのところ年齢制限は設けておりません。

**会 長** 他に意見も無いようでございますので、議案第5号の質疑をとどめます。議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

**会 長** 異議なしと認めます。

よって議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

---

《議案第6号 武雄市非農地証明願申請》

---

会 長 次に議案第6号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について1件の証明願が提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。議案第6号についてご説明をいたします。  
土地は武雄町にあります田2筆、面積は187㎡と42㎡です。平成4年ごろ建物を建築し、利用していたということで、武雄市非農地証明の申請がされております。非農地証明事務処理要領の該当事項につきましては、5号の「人無断転用された土地であって、転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付もやむを得ないと認めた場合」と判断しております。

事務局からは以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。  
議案第6号、1件の武雄市非農地証明願につきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第6号 武雄市非農地証明1件について原案どおり証明することに決しました。

---

《議案第7号 空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について》

---

会 長 次に議案第7号を議題といたします。空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について、1件が申請されています。この議案について事務局の説明をお願いします。

- 事務局** 失礼します。議案第7号についてご説明いたします。  
土地につきましては、朝日町の畑、面積は236㎡です。空き家・空き地の所在については、朝日町の大字中野6577番です。空き家と今回の申請地の位置関係につきましては、土地利用計画図の20ページの方に記載をしておりますけど、空き家の西側隣接地が今回の申請地6578番1となっております。空き家・空き地バンク登録日は、令和3年12月7日です。  
事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 会長** 事務局の説明が終わりました。議案第7号について地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。  
  
(地元委員補足説明なし)
- 会長** 無いようですので、質疑に入りたいと思います。何かございませんか。
- 宮原推進委員** 農地の取得は別途土地の料金がかかって購入されるのか、それとも空き家を買ったときに土地ぐるみとして入っているのかな。
- 事務局** この特例農地につきましては、宅地を買う時にいっしょに取得することもできるという選択肢を増やすことになるので、例えば空き家を売られる方が空き家いくら、農地いくらと考えておられたとしても、農地だけ残ってしまうということにあれば、空き家も込みですよと言われればそれまでですし、農地の分、宅地の分というよりは、合わせていくらという形で所得されるのがほとんどだと思っています。
- 宮原推進委員** 今回の場合はいっしょになっている訳ですね。後から農地を買いたいという場合、いくらくらいで売られるのかな、場所場所によると思うが聞きたいなと思って。今回の場合いくらだったのか、いっしょだったらいいです。
- 事務局** 特例農地に指定した後に、この農地を空き家に住まれる方がいっしょに買うとなった場合に、改めて3条申請が必要になってきます。3条申請は本来5反要件がかかってくるんですけど、この総会にかけて前もって特例農地として指定をされれば、特例要件をこの空き家に住んだ人に限って、下限面積を引き下げます、1㎡から取得可能になりますという取り組みになるので、このあと農地が出てくるので、そのときに農地だけでいくらと言われるのか、ほとんどの場合は空き家といっしょになっているので、ちょっと農地だけの価格は出せないというのがほとんどです。
- 会長** 今度売れた場合は3条で申請があがりますので、そのときにはいくらですよとか報告をしたいと思います。

他に。他に無いようですので、質疑をとどめます。

議案第7号、空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請1件について  
空き家・空き地に付随した特例農地の指定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第7号 空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請1件に  
ついて空き家・空き地に付随した特例農地の指定することに決しました。

---

《事務連絡》

---

会 長 審議事項は終わりました、事務連絡に移ります。事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局からの事務連絡

- ①農業委員・推進委員研修会について（1/26 市マイクロバス利用）
- ②農業者との意見交換会について
- ③配付物
  - ・第3四半期分報酬明細（今回から封筒には入れないで配付）
- ④総会・調査委員会の流れについて

事務局 以上、ご連絡します。

---

《閉 会》

---

会 長 それでは以上をもちまして、本日、準備された議案・報告等については、  
すべて終了しました。これもちまして、令和4年1月の農業委員会総会を  
終わります。